

2026 年 10 月 20 日

各 位

上場会社名	アールビバン株式会社
代表者	代表取締役会長兼社長 執行役員 野澤 克巳
(コード番号	7523)
問合せ先	取締役執行役員 経営企画室長 樋口 弘司
(TEL	03-5783-7171)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 17 日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2026 年 9 月 17 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は本日から 2026 年 11 月 10 日まで整理銘柄に指定された後、2026 年 11 月 11 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は 2026 年 9 月 17 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

（1）併合する株式の種類 普通株式

（2）併合比率 当社株式について、618,000株を 1 株に併合いたします。

（3）減少する発行済株式総数 未定

（注）当社は、2026 年 9 月 17 日付の取締役会において、2026 年 11 月 12 日において当社が保有する自己株式の全部（消却予定日に当社が自己株式として無償取得を行う譲渡制限付株式を含みます。）を同日付で消却することを決議しております。消却する株式の総数が未定であるため、減少する発行済株式総数についても未定となります。

（4）効力発生前における発行済株式総数 未定

（注）上記「（3）減少する発行済株式総数」に記載のとおり、消却する株式の総数が未定であるため、効力発生前における発行済株式総数についても未定となります。

（5）効力発生後における発行済株式総数 14株

（6）効力発生日における発行可能株式総数 50株

（7）1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- ① 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社Orsay（以下「公開買付者」といいます。）及び野澤克巳氏の資産管理会社であり、当社の主要株主及び第 2 位株主である有限会社カツコーポレーション（以下「カツコーポレーション」といいます。）以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式（以下「本端数合計株式」といいます。）を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第 2 項において準用する同法第234条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、本端数合計株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却価格は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年11月12日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様様の保有する当社株式の数に、公開買付者が2026年 7 月13日から2026年 8 月25日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である1,900円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社Orsay（公開買付者）

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本端数合計株式の売却代金の支払いに係る資金を株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行からの借入により賄うことを予定しているところ、当社は、当該借入に関する融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本端数合計株式の売却代金の支払いに影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後、発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本端数合計株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年11月下旬を目途に、会社法第235条第 2 項の準用する同法第234条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本端数合計株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年12月中旬から同月下旬を目途に、本端数合計株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2027年 2 月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本端数合計株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年11月12日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は 2026 年 9 月 17 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。また、当該定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である 2026 年 11 月 13 日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 50 株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものです。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなるため、定款第 7 条（自己

株式の取得)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 14 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 8 条(単元株式数)及び第 9 条(単元未満株式の権利)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。
- (4) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は、公開買付者及びカツコーポレーションのみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 13 条(定時株主総会の基準日)及び第 15 条(電子提供措置等)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

3. 株式併合の日程

(1) 本臨時株主総会開催日	2026 年 10 月 20 日(火)
(2) 整理銘柄指定日	2026 年 10 月 20 日(火)
(3) 当社株式の最終売買日	2026 年 11 月 10 日(火)(予定)
(4) 当社株式の上場廃止日	2026 年 11 月 11 日(水)(予定)
(5) 本株式併合の効力発生日	2026 年 11 月 13 日(金)(予定)

以 上